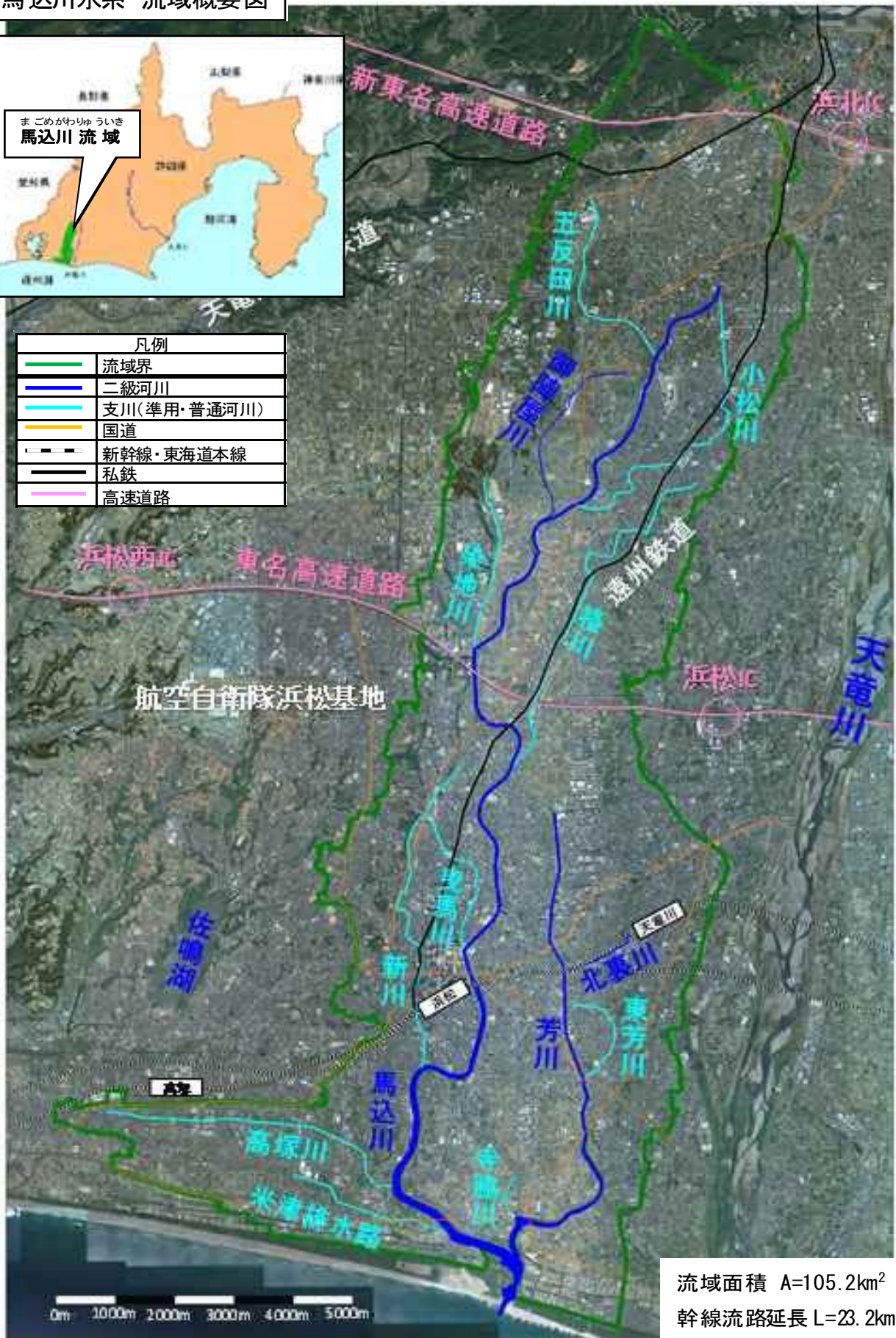


《 付 図 》

馬込川水系 流域概要図

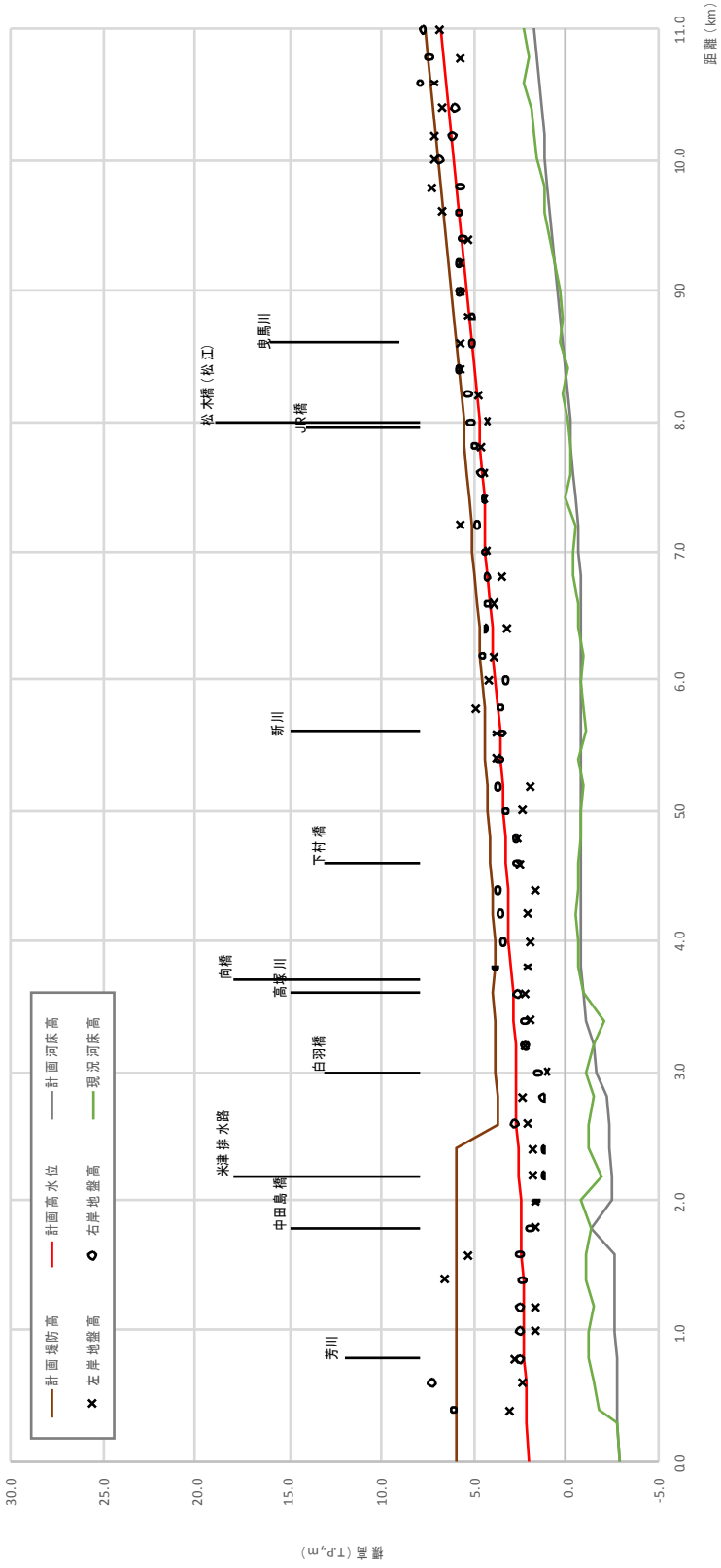


凡例	
	流域界
	二級河川
	支川(準用・普通河川)
	国道
	新幹線・東海道本線
	私鉄
	高速道路



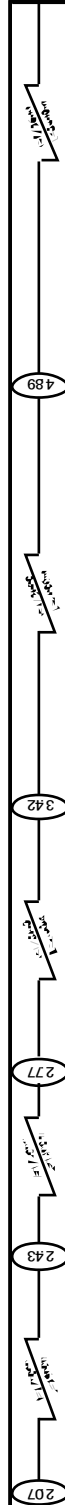
流域面積 $A=105.2\text{km}^2$
 幹線流路延長 $L=23.2\text{km}$

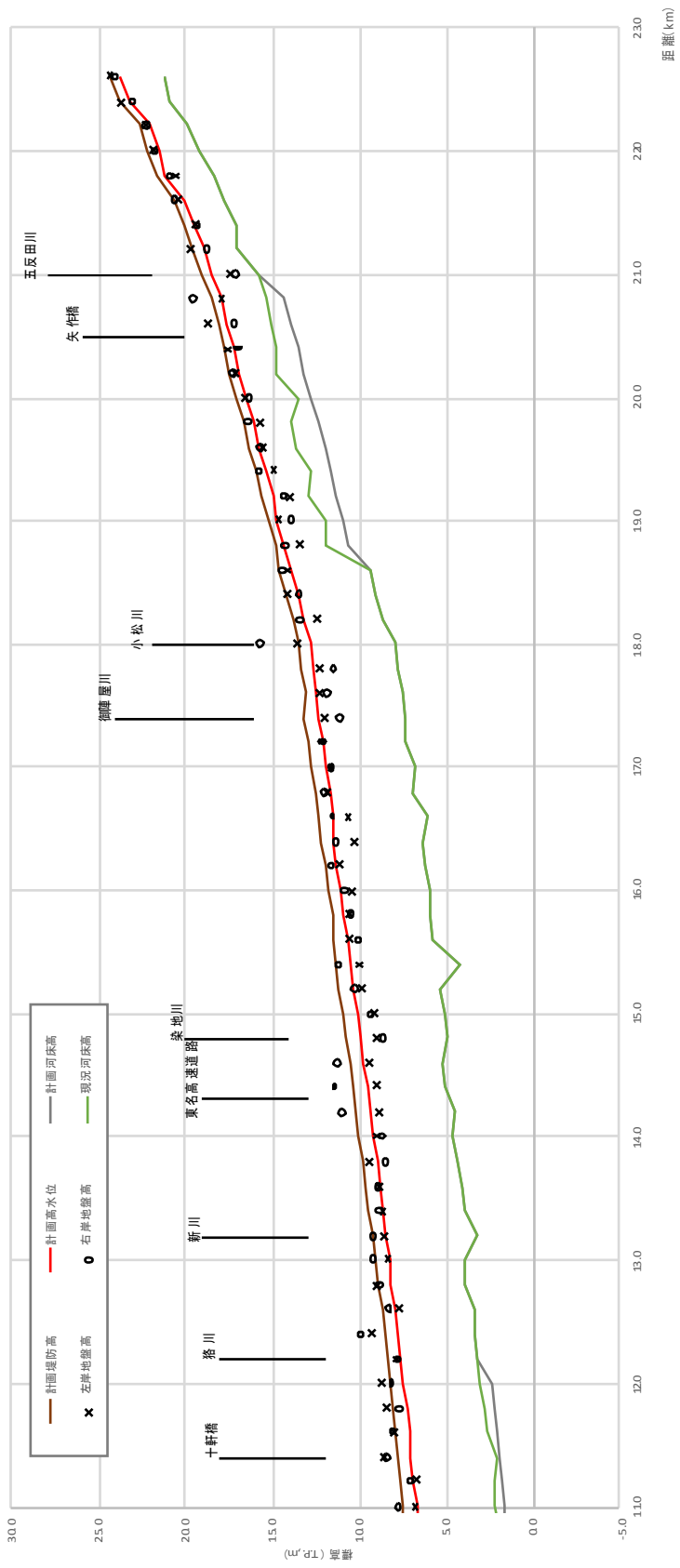




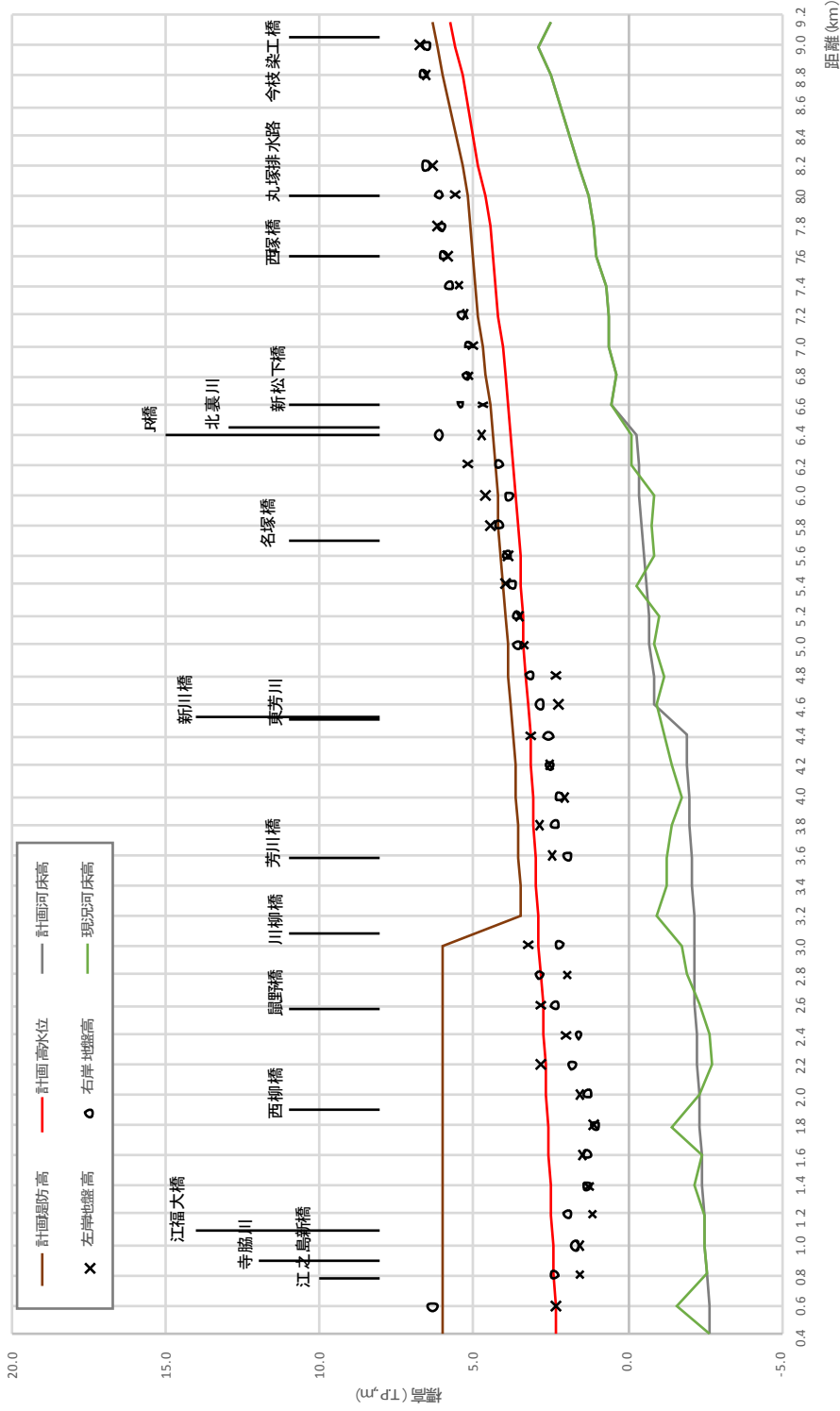
計画 高水位 勾配	距離 (km)
2.07	0k300
2.11	0k400
2.15	0k600
2.19	0k800
2.23	1k000
2.27	1k200
2.31	1k400
2.35	1k600
2.39	1k800
2.43	2k000
2.47	2k200
2.52	2k400
2.57	2k600
2.62	2k800
2.72	3k000
2.77	3k200
2.82	3k400
2.89	3k600
2.95	3k800
3.02	4k000
3.09	4k200
3.15	4k400
3.22	4k600
3.29	4k800
3.35	5k000
3.42	5k200
3.49	5k400
3.59	5k600
3.69	5k800
3.79	6k000
3.89	6k200
3.99	6k400
4.09	6k600
4.19	6k800
4.29	7k000
4.39	7k200
4.49	7k400
4.59	7k600
4.69	7k800
4.79	8k000
4.89	8k200
4.99	8k400
5.12	8k600
5.25	8k800
5.39	9k000
5.52	9k200
5.65	9k400
5.79	9k600
5.92	9k800
6.05	10k000
6.19	10k200
6.32	10k400
6.45	10k600
6.59	10k800
6.72	11k000

計画
高水位
勾配





計画 高水位 勾配	距離(km)	計画 高水位
7.25	11.000	6.72
	11.400	6.85
	11.600	6.99
	11.800	7.25
	12.000	7.39
	12.200	7.57
	12.400	7.75
	12.600	7.93
	12.800	8.11
	13.000	8.3
	13.200	8.48
	13.400	8.66
	13.600	8.84
	13.800	9.02
	14.000	9.21
	14.200	9.39
	14.400	9.57
	14.600	9.75
	14.800	9.93
	15.000	10.11
	15.200	10.3
	15.400	10.48
	15.600	10.66
	15.800	10.84
	16.000	11.02
	16.200	11.21
	16.400	11.39
	16.600	11.57
	16.800	11.75
	17.000	11.93
	17.200	12.11
	17.400	12.32
	17.600	12.5
	17.800	12.68
	18.000	12.87
	18.200	13.18
	18.400	13.55
	18.600	13.91
	18.800	14.27
	19.000	14.64
	19.200	15
	19.400	15.37
	19.600	15.73
	19.800	16.09
	20.000	16.46
	20.200	16.82
	20.400	17.18
	20.600	17.55
	20.800	17.91
17.91	21.0	18.47
	21.200	18.97
	21.400	19.47
	21.600	19.97
	21.800	21.085
	22.000	21.585
	22.200	22.085
	22.400	23.368
23.67	22.600	23.67



計画 高水位 勾配	231	307	378	448	538	573
計画 高水位	2.31	3.07	3.78	4.48	5.38	5.73
距離	0K400	4K200	6K400	7K800	8K200	9K150

(参考)

河川整備計画用語集

利-1	維持流量 <small>いじりゅうりょう</small>	治-13	計画高水流量 <small>けいかくこうすいりゅうりょう</small>	河-17	二級河川 <small>にきゅうかせん</small>
治-1	溢水 <small>いっすい</small>	治-14	計画津波 <small>けいかくつなみ</small>	河-18	二級水系 <small>にきゅうすいけい</small>
河-1	右岸左岸 <small>うがんさがん</small>	治-15	洪水 <small>こうずい</small>	治-33	ハード対策 <small>たいさく</small>
治-2	越水 <small>えっすい</small>	河-10	後背低地 <small>こうはいていち</small>	治-34	H W L <small>ハイウオーターレベル</small>
河-2	沿岸漂砂 <small>えんがひひょうさ</small>	治-16	護岸 <small>ごがん</small>	治-35	排水機場 <small>はいすいきじょう</small>
他-1	オープンスペース	治-17	最大クラスの津波 <small>さいだいいき つなみ</small>	治-36	破堤 <small>はてい</small>
河-3	海岸砂丘 <small>かきがんさきゅう</small>	治-18	サイポスレーダー	治-37	氾濫 <small>はんらん</small>
治-3	外水氾濫 <small>がいすいはんらん</small>	環-5	静岡 R D B <small>しずおかレッドデータブック</small>	治-38	氾濫原 <small>はんらんげん</small>
環-1	外来種 <small>がいらいしゅ</small>	河-11	支川 <small>しせん</small>	環-10	B O D <small>ビーオーディー</small>
環-2	外来生物法 <small>がいらいせいぶつほう</small>	河-12	指定区間 <small>していけいかん</small>	河-19	干潟 <small>ひがた</small>
治-4	河口閉塞 <small>かこうへいさく</small>	治-19	重要水防箇所 <small>じゅうようすいぼうかしょ</small>	治-39	樋門樋管 <small>ひもんひかん</small>
治-5	河床掘削 <small>かしょうくつさく</small>	治-20	浚渫 <small>しゅんせつ</small>	治-40	覆土 <small>ふくど</small>
治-6	河積 <small>かせき</small>	河-13	準用河川 <small>じゅんようかせん</small>	環-11	淵 <small>ふち</small>
治-7	河川改修 <small>かがんかいしゅう</small>	環-6	親水性 <small>しんすいせい</small>	河-20	普通河川 <small>ふつうかせん</small>
河-4	河川管理施設 <small>かがんかんりしせつ</small>	治-21	浸水想定区域図 <small>しんすいさうていいきいきず</small>	河-21	堀込河道 <small>ほりこみかど</small>
河-5	河川管理者 <small>かせんかんりしや</small>	治-22	指定津波浸水域 <small>していつなみしんすいいき</small>	河-22	本川 <small>ほんせん</small>
河-6	河川区域 <small>かせんくいき</small>	治-23	水防活動 <small>すいぼうかつどう</small>	河-23	滯筋 <small>なほすじ</small>
他-2	河川巡視 <small>かがんじゆんし</small>	治-24	水門 <small>すいもん</small>	環-12	モニタリング
河-7	河川整備計画 <small>かがんせいびけいかく</small>	利-5	正常流量 <small>せいじょうりゅうりょう</small>	他-5	リバーフレンドシップ
河-8	河川整備基本方針 <small>かせんせいびきほんほうしん</small>	環-7	瀬 <small>せ</small>	河-24	利水 <small>りすい</small>
河-9	許可工作物 <small>きよかこうさくぶつ</small>	治-25	ソフト対策 <small>たいさく</small>	河-25	流域 <small>りゅういき</small>
利-2	灌漑 <small>かんがい</small>	治-26	高潮 <small>たかしお</small>	治-41	流域対策 <small>りゅういきたいさく</small>
環-3	環境基準 <small>かんきょうきじゆん</small>	環-8	多自然型づくり <small>たしぜんがた</small>	河-26	流域面積 <small>りゅういきめんせき</small>
利-3	慣行水利権 <small>かんこうすいりけん</small>	河-14	築堤 <small>ちくてい</small>	治-42	流下能力 <small>りゅうかのかりよく</small>
他-3	幹線道路 <small>かんせんどうろ</small>	河-15	治水 <small>ちすい</small>	河-27	流量 <small>りゅうりょう</small>
環-4	感潮区間 <small>かんちやうくかん</small>	治-27	治水安全度 <small>ちすいあんぜんど</small>		
治-8	基準地点 <small>きじゆんちてん</small>	河-16	沖積平野 <small>ちゅうせきへいや</small>		
治-9	基準高水 <small>きじゆんたかみず</small>	治-28	超過洪水 <small>ちやうごうずい</small>		
他-4	協働 <small>きやうどう</small>	治-29	堤内地 <small>ていないち</small>		
利-4	許可水利権 <small>きよかすいりけん</small>	治-30	堤防 <small>ていぼう</small>		
治-10	亀裂 <small>かみれつ</small>	治-31	導流堤 <small>どうりゅうてい</small>		
治-11	計画規模 <small>けいかくきぼ</small>	環-9	特定外来生物 <small>とくていがいらいせいぶつ</small>		
治-12	計画高水位 <small>けいかくこうすいゐ</small>	治-32	内水氾濫 <small>ないすいはんらん</small>		

【河川一般】

- (河-1) **右岸・左岸**：河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右手側を右岸、左手側を左岸という。
- (河-2) **沿岸漂砂**：海浜における底質は波や流れにより常に移動している。このように海浜で底質が移動する現象、あるいは移動する物質を漂砂という。なお、汀線という平行な方向の漂砂を沿岸漂砂をいう。なお、汀線に直角方向成分の漂砂を岸沖漂砂 という。
- (河-3) **海岸砂丘**：海岸付近に運ばれてきた砂が堆積してできた小丘陵で、一般的に季節風の激しい地方で発達する。
- (河-4) **河川管理施設**：ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川の流水によって生じる公利を増進し、または公害を除却し、もしくは軽減する効用を有する施設（河川法第3条第2項）
- (河-5) **河川管理者**：河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならない。この管理について権限をもち、その義務を負う者。
具体的には、一級河川は、国土交通大臣（河川法第9条第1項）、二級河川は都道府県知事（同法第10条）、準用河川は市町村長（同法第100条第1項による河川法の規定の準用）と河川法に定められている。
- (河-6) **河川区域**：一般に堤防の川裏（民地側）にある法尻（最下点）から、対岸の堤防の川裏にある法尻までの範囲のことで、河川としての役割をもつ土地の範囲。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。
- (河-7) **河川整備計画**：河川整備基本方針に沿った当面（今後20～30年）の河川整備の具体的な内容を定めた河川整備の計画的な実施の基本となる計画。ここでいう河川整備とは、河川改修、河川維持などのハード対策だけでなく、洪水ハザードマップなどのソフト対策を含めたもの。なお、「馬込川水系河川整備計画」における対象河川は、水系の二級河川区間である。
- (河-8) **許可工作物**：河川区域の中において工作物を新築、改築、除去する場合には、河川管理者より許可を受ける必要があり（河川法第26条第1項）、その許可を受けた工作物のこと。なお、河川管理施設以外の工作物を存置させるには別途占用許可を受ける必要がある。
- (河-9) **後背低地**：自然堤防や砂州などの背後にある低地。洪水などで溢れた氾濫水が河川への排水を妨げられ長時間滞水している非常に軟弱な地盤。腐植土の堆積も見られる。
- (河-10) **支川**：本川に合流する河川のこと。本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」という。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」といい、次数を増やして区別

する場合もある。

- (河-11) **指定区間**：一級河川のうち、一定規模以上の水利権など一部の権限を除いて、都道府県知事が管理する区間のこと。
- (河-12) **準用河川**：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定されている。
- (河-13) **河川整備基本方針**：長期的な河川整備のあり方として水系ごとに河川管理者（国や都道府県）が全国的な整備バランスを確保しつつ水系全体を見渡して定める必要がある事項（基本高水のピーク流量や主要地点の計画高水流量など）を示した河川工事及び河川維持についての基本となるべき事項。
- (河-14) **築堤**：洪水時の流れを河道内に閉じこめて、河川の外への氾濫を防ぐことを目的に、河川に沿って造られる構造物。
- (河-15) **治水**：川の氾濫、高潮等から住民の生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御する行為。
- (河-16) **沖積平野**：河川の洪水による堆積作用によって形成された平野。
- (河-17) **二級河川**：都道府県知事が管理する一級水系以外の水系のこと。
- (河-18) **二級水系**：都道府県知事が管理する一級水系以外の水系のこと。
- (河-19) **干潟**：海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地がある程度以上の面積で維持されている朔望平均満潮面と朔望平均干潮面との潮間帯。潮汐による海面の上下変動があるので、時間によって陸地と海面下になることを繰り返す地形である。砂浜と比べ、波浪の影響が少なく、勾配が緩やかで、土砂粒径が小さく、生物相が多様な平坦地系である。
- (河-20) **普通河川**：市町村長が管理する一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川のこと。
- (河-21) **堀込河道**：堤内(民地側)の地盤高が計画高水位より高く、堤防高が60cm未滿の河川の形状。
- (河-22) **本川**：流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、または最長の河川のこと。
- (河-23) **滞筋**：川を横断的に見たときに、最も深い部分(主に水が流れているところ)。
- (河-24) **利水**：生活、農業、工業などのために水を利用すること。
- (河-25) **流域**：降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。
- (河-26) **流域面積**：降雨水を集水することができる部分の水平投影面積をいう。
- (河-27) **流量**：単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値のこと。河川で用いる。単位は m^3/s 。

【治水】

- (治-1) **溢水**：堤防の高さと堤内の地盤の高さの差が小さい（または無い）堀込河道の区間

で、河川の水が堤内地にあふれ出す現象。

- (治-2) **越水**：^{えっすい}増水した河川の水が築堤された堤防の高さを越えて堤内地に流れ出す現象。
- (治-3) **外水氾濫**：^{がいすいはんらん}増水した河川の水が堤防を越水したり、堤防に生じる洗掘、亀裂、漏水等により破堤が生じることにより、河川水が堤内地に氾濫する現象のことをいう。
- (治-4) **河口閉塞**：^{かこうへいそく}河口において、波による漂砂の河口部への持ち込みによって、河口部に州が発生し、河口が洲によって閉塞してしまうこと。この州の発生は、内水排除困難、河口付近低平地の氾濫、洪水時の水位上昇などを生じさせる。
- (治-5) **掘削（河床掘削）**：^{くわくしやく}川底を掘り下げる行為。
- (治-6) **河積**：^{かせき}河川の横断面において、水の占める面積のこと。一般には、計画高水位位かの断面積をいう。
- (治-7) **河川改修**：^{かせんかいしゆ}洪水、高潮等による災害を防止するため、築堤、引堤、掘削など河川の断面を確保する行為。
- (治-8) **基準地点**：^{きんじゆんちてん}治水計画において、洪水防御のために計画高水流量を設定する必要のある河川の重要地点のこと。
- (治-9) **基本高水**：^{きほんたかみず}洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ群(流量の時間的変化を示したもの)のこと。この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えれば、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出た場合のハイドログラフである。
- (治-10) **亀裂**：^{かみれつ}地盤沈下や圧密沈下等により発生する護岸等のさげ目。
- (治-11) **計画規模**：^{けいかくきぼ}計画降雨の年超過確率のこと。洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い(治水安全度と呼ぶ)^{ちすいあんぜんど}を表すもので、計画の目標とする値である。
- (治-12) **計画高水位**：^{けいかくこうすい}計画高水流量を安全に流すことのできる水位のこと。
- (治-13) **計画高水流量**：^{けいかくこうすいりゅうりやう}基本高水を河道と各種洪水調節施設(ダムや遊水地など)に合理的に配分した結果として求められるハイドログラフのピーク流量。言い換えれば、基本高水から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いたときのピーク量である。
- (治-14) **計画津波**：^{けいかくつなみ}津波による堤内地の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設計画上の津波」と称する。いわゆる「レベル1(L1)の地震・津波」。
- (治-15) **洪水**：^{こうずい}河川から水があふれ氾濫する現象。
- (治-16) **護岸**：^{ごがん}河川を流れる水の作用(浸食作用など)から河岸や堤防を守るために、表法面(川側斜面)に設けられる施設のこと。
- (治-17) **最大クラスの津波**：^{さいだいぐらうす つなみ}住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波である。津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大ク

ラスの津波」と称する。いわゆる「レベル2(L2)の地震・津波」。

- (治-18) **サイポスレーダー**：洪水等の風水害から県民の生命・財産を守り、災害の未然防止・軽減に活用できるよう、雨量・水位などの防災情報や天気予報などの気象情報をリアルタイムに提供している県のインターネットサイトのこと。パソコンや携帯電話からアクセス可能。
- (治-19) **重要水防箇所**：洪水時に厳重な警戒を要する箇所のことで、水防管理団体(市町村)などにより巡回、監視が行われ、当該箇所の現況把握に努め、水害の軽減、防止に役立てられる。重要水防箇所は「静岡県水防計画書」に示され、重要度別にA、Bに区分されている。
- (治-20) **浚渫**：洪水、高潮などによる災害を防止するため、水面下の土砂を掘削し他の場所へ移動すること。これにより、流下断面が拡大して水位が低下する。
- (治-21) **浸水想定区域図**：現時点で河川計画上想定している計画降雨が発生したときに浸水が予想される区域を示した地図。市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として活用される。
- (治-22) **推定津波浸水域**：平成13年5月に公表された静岡県第三次地震被害想定結果において、「東海地震」「神奈川県西部の地震」を対象に津波による被害想定を行った結果。昭和53年の第一次、平成5年の第二次に続き、阪神・淡路大震災から得られた貴重な教訓や災害対策の現状及び最新の研究結果などを被害想定に反映し、21世紀の新たな地震対策を積極的に推進するための基礎資料として取りまとめられたものである。
- (治-23) **水防活動**：川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要がある。
- (治-24) **水門**：河川の堤防の効用をもち、支川などの合流により堤防が切断された部分を補うための設けられる施設。水門はゲートをしめることにより、洪水や高潮の侵入を防止するために建設されるもので、主として高潮の訴状を防ぐことを目的とする水門を「防潮水門」という。
- (治-25) **ソフト対策**：洪水被害軽減対策のうち、自助の促進を効果的導き被害の最小化を図るため、ハザードマップの好評、河川や降雨のリアルタイム情報の提供、豪雨被害の次世代への伝承などの防災意識を啓発するための対策。
- (治-26) **高潮**：台風により気圧が低くなることで海面が吸い上げられたり、強風で海面が吹き寄せられて、湾内の海面が普段より数メートルも高くなる現象。
- (治-27) **治水安全度**：洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いの事。例えば、10年に一度の大雨に耐えられる規模の施設の安全度は1/10と表現する。また流域によって降る雨の量が違うため、同じ1時間に50mmの雨に耐える整備を行っても、確率は同じにはならない。
- (治-28) **超過洪水**：自然的条件、社会的条件等から策定され一定規模の計画高水流量・水

位、または余裕を含めた河道容量を超えるか、超える恐れのある洪水のこと。

- (治-29) **堤内地**：堤防によって守られる住居や農地のある川裏側の土地のこと。
- (治-30) **堤防**：計画高水位以下の水位の流量を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されるもの。構造は、ほとんどの場合、盛土によるが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもある。
- (治-31) **導流堤**：川の合流点や河口の部分における流路が、土砂の堆積によって乱されるのを防ぐために設けられる堤防や、泥流を無害に下流に流下させるために設けられる堤防のことをいう。
- (治-32) **内水氾濫**：合流先の河川に流水が合流できず、溢れて氾濫してしまうこと。原因としては、合流先の河川の水位が高いことや、合流先河川の逆流を防止するために設置された樋門や樋管が閉鎖し、隣接する排水ポンプの能力をもってしても流水が吐ききれなかった場合に、内水氾濫が発生する。
- (治-33) **ハード対策**：洪水被害軽減対策のうち、護岸工事や水門工事など、主に工事の伴う対策。
- (治-34) **H W L**：High Water Level（ハイウォーターレベル）の略で計画高水位のこと。
- (治-35) **排水機場**：洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が川へ出ていかないのこの水を川へくみ出す施設が必要となる。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中ではポンプが稼動して、堤内地側の水を川へ排出している。
- (治-36) **破堤**：堤防が壊れ、増水した河川の水が堤内地に流れ出す現象。増水した河川の堤防において生じる洗掘、亀裂、漏水、越水等が、破堤を引き起こす原因となる。
- (治-37) **氾濫**：溢水が地表面上を流下・拡散する現象の総称であり、氾濫には内水氾濫と外水氾濫がある。外水氾濫は増水した河川の水が堤防を越水したり、堤防に生じる洗掘、亀裂、漏水等により破堤が生じることにより、河川水が堤内地に氾濫する現象のことをいう。また、内水氾濫は内水域の雨水排除施設能力を上回ったり、排水先河川への排水が十分に行われないうことによって生じる浸水現象のことをいう。
- (治-38) **氾濫原**：洪水時に、氾濫水に覆われる川の両側の比較的平坦で低い土地。地盤の隆起や河床の低下によって、現在は洪水でも覆われなくなった土地もある。我が国では堤防等によって自然状態の氾濫原はほとんどみられない。
- (治-39) **樋門・樋管**：用水の取り入れ、悪水の排水などのために堤防を横断する暗渠のこと。樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが比較的大きいものを樋門、小さいものを樋管という。
- (治-40) **覆土**：植生の復元、景観の向上等のためにコンクリートなどで造られた護岸を土砂で覆うこと。
- (治-41) **流域対策**：流域内に雨水貯留施設や各家庭に雨水浸透ますなどを設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策。

(治-42) **流下能力**：河川において流すことが可能な最大流量のこと。通常、洪水を流下させることができる河道の能力である。

【利水】

(利-1) **維持流量**：河川で、舟運、漁業、景観、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設保護、地下水位維持、動植物保存、流水清潔保持など河川の基本的な機能保持のために最低限必要な流量のことである。

(利-2) **灌漑**：必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、河川の水を合理的には圃場等の耕作地に引く行為。

(利-3) **慣行水利権**：水を事実上支配していることをもって社会的に使用を承認された権利。旧河川法施行前から流水の占用及び普通河川における流水の占用については、引き続き流水の占用を認めている。

(利-4) **許可水利権**：水利権のうち新しい河川法によって得られた流水の占有権。

(利-5) **正常流量**：流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことで、渇水時に維持すべきと定められた維持流量及び下流における流水の占有のために必要な水利流量の双方を満足する流量。

【環境】

(環-1) **外来種**：人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を超えて持ち込まれた動植物のこと。これに対して、海や陸地、山脈などによって分布を制限され、長い年月をかけて地域の環境に適応してきた動植物を在来種とよぶ。

(環-2) **外来生物法**：正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に平成 17 年 6 月に施行された法律のこと。

(環-3) **環境基準**：環境基本法第 16 条第 1 項に基づき国が設定する環境上の基準。河川においては、A 類型で BOD 2.0mg/1 以下、B 類型で BOD 3.0mg/1 以下、C 類型で BOD 5.0mg/1 以下と設定されている。評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%値」が当該水域に当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断される。「75%値」とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をいう。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

(環-4) **感潮区間**：河川で潮の干満の影響を受ける範囲のこと。感潮区間は海水と淡水が混じる「汽水域」となる。

(環-5) **静岡県 RDB**：県内の野生生物の絶滅の恐れをランク付けしたもの。

(環-6) **親水性**：水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。具体的には河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際

に水や水辺と触れ合える機能のこと。

- (環-7) **瀬**：瀬は淵と淵をつなぐ比較的まっすぐな区間で水深が浅く、流れが速い場所のこと。山中の溪谷のように流れが速く、白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちのあまり見られないものを「平瀬」という。
- (環-8) **「多自然川づくり」**：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。
- (環-9) **特定外来生物**：もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて政府が指定し、飼育・栽培・保管・販売・輸入などが原則として禁止されている生物のこと。
- (環-10) **BOD**：生物化学的酸素要求量ともいわれ、水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表す時などに使われる。
- (環-11) **淵**：淵は水深が深くて比較的流れが緩い場所のこと。淵は河川の蛇行によってできるほか、滝や人工的に造られた堰などの下流の川底の比較的柔らかい部分が深く掘られることによってできるもの、河川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられることによってできるものがある。
- (環-12) **モニタリング**：科学的に計画された連続的な測定と観測を行う行為。河川におけるモニタリングとは、主に環境の状態とその変化を把握することをいう。

【その他】

- (他-1) **オープンスペース**：都市の中で、建築物などが無い緑地空間をいう。公園、ポケットパーク（中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる公園）、河川空間など防災上の役割を担っているほか、都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されている。
- (他-2) **河川巡視**：平常時に河川管理の一環として、定期的に河川の状況を把握するもの。巡視員は、河川管理員の補助者として、流水・土地の占有状況、工作物の設置の状況等の状況、河川環境の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況等を目視によって把握する。
- (他-3) **幹線道路**：都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び、都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区における主要な道路、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するものである。
- (他-4) **協働**：行政と住民や市民団体、NPO、住民ボランティアなどが協力して、維持管理や社会資本整備などを進めていくこと。より良い河川を実現するためには、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが求められている。地域の安全や自然環境の保護、河川利用、ゴミ対策

などの様々な課題に対して、連携して取り組んでいくことが有効である。

- (他-5) **リバーフレンドシップ制度**^{まいた}: 河川愛護活動をしている住民や団体に対し、清掃活動等に必要な物品等の支援を行う制度のこと。現在、地域で活動している住民や団体、今後新たに活動を始めようとする住民や団体が支援の対象となる。物品支給の対象としては、軍手、縄、番線などの消耗品のほか、スコップ、一輪車、鎌、草刈機等の器材、障害保険への加入など、本制度の趣旨に合うものならば購入可能となる。